

「学校いじめ防止基本方針」

都留市立都留第二中学校

都留市立都留第二中学校（以下、本校とする）は、いじめ防止対策推進法（以下、法とする）及び平成 29年3月14日に改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下のとおり定める。

1 基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

したがって、本校ではすべての生徒がいじめを受けることがなく、すべての生徒に対する“居場所づくり”と“絆づくり”に取り組むとともに、積極的な生徒理解とその深化を図ることにより、いじめ防止等のための対策を行う。

2 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法第2条の規定に基づき、いじめを次のように定義する。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

× 「自分より弱い者」
× 「一方的に」
× 「継続的に」
× 「深刻な」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(2) 具体的ないじめの態様

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。具体的な態様は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②意図的に仲間はずれにされたり、無視をされたりする。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④金品をたかられる。
- ⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦パソコン・タブレットやスマートフォン・携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑧発達障害を含む障害の生徒に関わるもの・性同一障害や性的指向、性自認に関わるもの
- ⑨自然災害等により避難している生徒に関わるもの・外国籍や国際結婚の保護者をもつ生徒に関するもの。等 多様な様態がある。

(3) いじめ解消の定義

以下の2つの要件が満たされている状態をいじめが「解消している」状態とする。

- ①被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える等いじめに係る行為が相当期間止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害生徒及び保護者に面談等で確認する）

(4) いじめに対する理解

いじめは絶対に許されない。いじめは卑怯な行為である。そして、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

(5) 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努めなければならない。

保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に努めるとともに、いじめが疑われる場合には、「いじめられている生徒には非はない」との認識のもとに、適切かつ速やかな組織的対応をしなければならない。

- ①「2(1) いじめの定義」を、それとは別の「継続性、集団性」等の要素により限定解釈することがないように、全教職員に周知徹底する。
- ②学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ③教職員から生徒への日常的な声掛け、教育相談などの活用により、生徒一人一人を大切にすることを常に持ち、生命を尊重する心を育むとともに、生徒一人一人の自己有用感を高める。
- ④学校内、学級内、部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える組織を目指す。
- ⑤いじめの未然防止、早期発見・早期対応には、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、外部機関と連携を図り、保護者、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する外部の関係者等の意見を聞くなど、幅広い視点からの対応に努める。特に、担任は一人で抱え込まないで、年次主任・学年会および生徒指導と情報共有し対応する。
- ⑥解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。また、いじめに係る行為が止んでいるかを判断するにあたり、事案に応じ、スクールカウンセラーによる面談等を行い適切に対応する。
- ⑦「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく実施状況を、学校関係者評価の評価項目に位置づけ、達成状況を評価し、改善等を図る。
- ⑧該当年度の「いじめ防止等のための基本方針」が決定後、学校ホームページに公開し、生徒および保護者に周知する。

(6) 生徒の責任

生徒はいじめを行ってはならない（「法第4条」より）。また、いじめを見て見ぬふりをしてはいけない。

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を設置する（「法第22条」より）。

(1) 名称

「いじめ防止等対策検討会議」

(2) 構成員

- 委員長 … 校長
- 副委員長 … 教頭
- 委員 … (校内) 教務主任、生徒指導主事、学年主任 3 名
(第三者) 研修センター、SSW、警察、児童相談所

(3) 運営

- ① いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うとともに、重大事態発生時の調査を実施する。
- ② 年 5 回 (5 月・7 月・9 月・11 月・2 月予定)、いじめ防止等対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見具申を得るとともに、見直しを図る。

(4) 目的及び役割

- ① いじめ防止等のための基本方針の策定や見直しを行う。
- ② いじめ防止へ向けた年間計画の企画及び計画の進捗状況の検証を行う。
- ③ いじめ防止の学校及び各分掌の取組の計画とその有効性について検証を行う。
- ④ いじめの未然防止といじめへの対応を行う。
- ⑤ 教職員の資質向上のための校内の取り組みを行う。

4 いじめ防止のための取組

(1) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ① 学校教育全体を通じて、全ての生徒に、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を醸成する。
- ② 学校生活における規律遵守など自主・自律の精神を涵養し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ② 生徒の豊かな情操を育てる地域貢献やボランティア活動を推進する。(お役に立ちたい隊)
- ③ 情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ④ いじめ対応や人権に係る教職員の資質能力の向上を図る取り組みを行う。

【生徒指導部会】

- ① 定期的に調査を実施し、状況を把握するとともに早期発見・早期対応に努める。
- ② 教育相談体制を整え、すべての教職員がいじめ相談に対応できるよう情報共有に努める。
- ③ 心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう準備する。
- ④ 情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ⑤ 外部機関(警察、研修センター、市健康子育て課、市役所福祉課等)との連携を図る。

【特別活動部】

- ① 学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ② 生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。(平和宣言の活用)
- ③ 部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【保健室】

保健室を利用する生徒の観察、相談、生徒指導主事・担任・学年主任・部顧問等との連携を図る。

【図書室】

読書による人権意識の醸成。

(2) 年間計画（学校いじめ防止プログラム）

月	学校行事等	取組目的（内容）
4	始業式・学年、学級開き・学年集会 教育相談（二者懇談） 地区別生徒会、交通安全指導 いじめ防止のための基本方針の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の方針と具体的対応（生活の仕方）の確認 ・生徒の生活状況や問題意識等の把握 ・命の大切さや尊さについての理解、規範意識の醸成 ・命の大切さといじめ根絶の確認と理解
5	情報モラルについて啓発 各学年行事（校外学習・宿泊学習・修学旅行） 第1回生活（いじめ）アンケート 教育相談（二者懇談） 避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS利用上のモラルについての理解 ・学校行事を通じた人間関係づくり ・各学年の傾向（実態）についての理解につなげる ・調査を通じた実態把握と対応（報告） ・調査を通じた実態把握と対応 ・生命の大切さや尊さの理解
6	支部総合体育大会 衣替えにおける服装指導 第1回いじめ防止等対策検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動を通じた人間関係づくり ・学校の方針と具体的対応の確認 ・基本方針の確認、実態や対応について共有
7	1学期のまとめ（学級、学年総会） 第2回生活（いじめ）アンケート 教育相談（二者懇談） 夏季休業の生活（情報モラル） 三者者懇談 避難訓練 第1回県いじめ実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・所属学級（学年）の一員としての自覚の醸成 ・調査を通じた実態把握と対応（報告） ・調査を通じた実態把握と対応 ・社会の一員としての自覚と規範意識 ・生徒の成長の共有と家庭生活の状況把握 ・生命の大切さや尊さの理解と行動の理解 ・調査を通じた実態把握と対応
8	生活リズムづくり（服装等） 生徒の出欠席や状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の見直しと2学期の生活に向けて ・生徒の状態の把握と対応（家庭訪問等）
9	石花海祭 第3回生活（いじめ）アンケート 教育相談（二者懇談） 避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事を通じた人間関係づくり ・調査を通じた実態把握と対応（報告） ・調査を通じた実態把握と対応 ・生命の大切さや尊さの理解と行動の理解
10	支部新人大会 衣替えにおける服装指導	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動を通じた人間関係づくり ・学校の方針と具体的対応の確認
11	生活向上（人権についての教育） 第4回生活（いじめ）アンケート 教育相談（二者懇談）	<ul style="list-style-type: none"> ・人権についての理解、生徒会選挙（図書室と連携） ・調査を通じた実態把握と対応（報告） ・調査を通じた実態把握と対応
12	2学期のまとめ（学級、学年総会） 冬季休業の生活（情報モラル） 三者者懇談 第2回県いじめ実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・都留二中学生の一員としての自覚の醸成 ・社会の一員としての自覚と規範意識 ・生徒の成長の共有と家庭生活の状況把握 ・調査を通じた実態把握と対応
1	生活リズムづくり（服装等） 生徒の出欠席や状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の見直しと3学期の生活に向けて ・生徒の状態の把握と対応（家庭訪問等）
2	第5回生活（いじめ）アンケート 教育相談（二者懇談） 第2回いじめ防止等対策検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・調査を通じた実態把握と対応（報告） ・調査を通じた実態把握と対応 ・実態の共有と年間取組の検証と課題
3	三年生を送る会 学級、学年のまとめ 職員会議	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事を通じた人間関係づくり ・次年度の目標や意欲につながるまとめ ・ふり返りと次年度に向けての方針

都留市立都留第二中学校いじめ事案対処マニュアル

I 「いじめ」の定義(いじめ防止対策推進法 第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

II いじめ事態対応の全般的留意事項

- ①法に基づく措置を確実・適切に行う ②いじめ被害者を徹底に守る姿勢 ③保護者への連絡を確実に行う ④生徒・保護者の意向を配慮する
⑤特別支援が必要な生徒への配慮 ⑥事実確認・会議・対応・連絡の経緯を必ず記録保管

III いじめ事態への初期対応の流れ

※「学校いじめ防止基本方針 2 (1) ~ (3)」を参照

いじめ(と疑われる)事態の発生

記録開始 個別の事実確認(再確認・把握)様式(書式)「対応時系列メモ」

早期発見・早期対応

いじめの兆候とみられる事実やいじめを疑う事象を把握した職員が、知り得た情報を速やかに伝えることにより、情報共有して、生徒指導部との連携につなげる。

アンケートや本人(保護者)から相談や訴えがあった場合

「いじめ」「いじり」の兆候を発見した場合

生徒・教師・保護者
地域住民 等

担任・学年・部活動顧問・教科担任・養護教諭・教育相談コーディネーター 等

連絡・説明
ケア

被害者側
生徒
保護者

初期対応

※「学校いじめ防止基本方針6」を参照

連携

管理職
校長・教頭

報告
指示

生徒指導主事

生徒指導部 学年担当

指導
連絡・説明

加害者側
生徒
保護者

いじめ事態の認知

【校内いじめ対策委員会】(学校いじめ対策組織)[法22条]

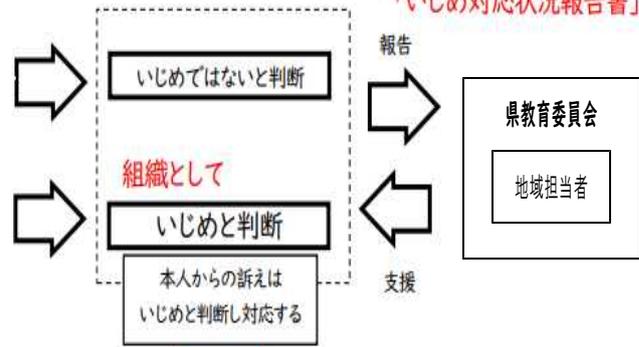
いじめの疑いに関する情報の収集・記録・共有・対応方針の決定

※聴き取り担当者及び調査方法、対応の指導方針を決定

- 委員長 校長 ●副委員長 教頭
- 委員 教務主任 生徒指導主
事養護教諭 学年主任 3名
該当担任 該当顧問

※「会議資料」及び「議事録」

「いじめ対応状況報告書」



報告

指示

事態調査班

- ・複数の教員で、関係生徒へ聴取、いじめの情報収集・記録・共有(行為がいつ誰から行われ、どのような態様であったか)
- ・背景事情や生徒の人間関係の把握。学校、教員がどう対応したかの確認

事態対応班

- ・いじめを受けた生徒・保護者、いじめを行った生徒・保護者、周囲の生徒への対応を検討
- ※特にいじめを受けた生徒には迅速に